第７期介護保険事業計画における『自立支援・介護予防又は重度化防止に関する取組と目標』の報告

資料５

　地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の介護保険法（平成９年法律第123号）において、市町村介護保険計画の必須記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を定めることとされました。

　市町村は、これら取組と目標の達成状況に関する調査分析を行い、その評価結果を公表するように努めるとともに、都道府県知事に報告することとされました。

1. 取組と目標の達成状況に関する評価

別紙のとおり

1. 要介護認定率の変化（地域包括ケア「見える化」システムより）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単位 | 胎内市 | | | | 新潟県平均 | | | | 全国平均 | | | | 全国平均との比較  （令和元年度） |
| H28 | H29 | H30 | R1 | H28 | H29 | H30 | R1 | H28 | H29 | H30 | R1 |
| 要介護認定率 | ％ | 18.5 | 17.6 | 18.0 | 17.6 | 18.6 | 18.6 | 18.7 | 18.8 | 18.0 | 18.0 | 18.3 | 18.5 | ▲0.9 |
| 調整済み認定率 | 15.9 | 14.9 | 15.0 | 14.7 | 16.2 | 16.0 | 15.9 | 16.0 | 17.5 | 17.2 | 17.1 | 17.0 | ▲2.3 |
| 調整済み重度認定率  （要介護３～５） | 5.7 | 5.8 | 5.9 | 5.9 | 6.4 | 6.3 | 6.1 | 6.1 | 6.0 | 5.9 | 5.8 | 5.8 | 0.1 |
| 調整済み軽度認定率  （要支援１～２、要介護１～２） | 10.1 | 9.0 | 9.2 | 8.8 | 9.8 | 9.7 | 9.8 | 9.8 | 11.5 | 11.3 | 11.3 | 11.3 | ▲2.5 |

要介護認定率及び性別・年齢構成の影響を排除した調整済み認定率は、新潟県、全国のいずれと比較しても低値であり、特に「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始したH29年度以降は、軽度認定者の数値が低下している。この要因として、要介護認定を受ける状態になる前の高齢者を対象とした介護予防事業の実施や地域で実施している「住民主体の通いの場」の効果が考えられる。

　今後は、新たに作成する「たいない健康度チェック表」を用いて高齢者の心身機能の低下を早期に発見し、健康相談や短期集中的に行う介護予防教室につなげる等の取組を進めていくとともに、身近な地域で実施する「住民主体の通いの場」の活動拠点を更に増やしていくように取り組んでく。